

平成20年度(平成19年分所得)

市・県民税の改正点

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

市・県民税のしくみが変わりました。申告により、市・県民税が減額されます。対象となる方は申告をお忘れなく。

1. 住宅ローン控除適用に対する調整措置

身近でよりよい行政サービスを行うため、国(所得税)から地方(市・県民税)への「税源移譲」が始まりました。それに伴い、ほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減り、その分6月から市・県民税が増えています。ただし、税源の移し替えなので、「所得税+市・県民税」の税負担は基本的に変わりません。

しかし、税源移譲により所得税が減少した結果、住宅ローン控除可能額が所得税額を超えてしまい、控除しきれなくなる問題が生じます。

このような場合、「住宅借入金等特別税額控除申請書」を提出することで、所得税減税のため控除しきれなかった額に相当する額を翌年度の市・県民税(所得割)から控除し、同じ減税効果となるよう措置されます。

「住宅借入金等特別税額控除申請書」の提出は、所得税の確定申告を行う方は税務署(市の相談会場で申告する場合は市)へ確定申告書とともに提出してください。また、所得税の確定申告を行わない方(年末調整で適用を受けた方)は源泉徴収票を添付して市に提出することになります。

提出期限は3月17日(月)で、用紙は税務課・各支所、税務署にあります。

2. 地震保険料控除の創設

災害時における将来的な国民負担の軽減を図る観点から従来の損害保険料控除を改組して、地震保険料控除(限度額25,000円)が創設されました。また、経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料は10,000円を限度に地震保険料控除の対象とすることができます。併用の場合は合わせて25,000円が限度です。

なお、短期損害保険料控除は廃止されました。

3. 減価償却資産の償却制度の改正

減価償却資産(10万円以上の農業用機械等)は、これまで取得価格の95%までしか償却できませんでしたが、平成19年4月1日以降に取得したのものから1円まで償却できるようになります。

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、これまでどおりの償却方法が適用されますが、平成20年分以降(来年の申告以降)において、残存価格(5%)部分を定められた期間で1円まで償却することができます。

4. 市・県民税の老年者非課税措置が完全廃止

65歳以上の人で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合、市・県民税は非課税とされていましたが、平成18年度から廃止されています。平成18年度と19年度で段階的に負担軽減措置がとられていましたが、平成20年度から完全に廃止されます。

③その他 住家が積雪で危険になった場合は、主に避難しましょう。避難する場合は、近所に声をかけ、庄原地域は総務課、その他の地域は各支所地域振興課へご連絡ください。避難所は学校や公民館などを予定しますが、詳しくは問い合わせの上で確認ください。

②屋根の雪下ろし
・一人で作業しない。
・屋根に上がる時は必ず命綱を着用し、滑りにくい履物をはく。
・屋根の上り下りの際にはしごを使用する場合は、必ず固定する。
・作業の際には、屋根の下の通行人や子どもに注意する。

①落雪など
・気温が上昇した場合、屋根に雪が残っている建物付近では、屋根からの雪ずりやつらの落下に気をつける。
・道路の除雪作業中の車に近寄らない。
・雪道や凍結した道路などは滑りやすいので、転倒しないよう注意する。



雪による事故を防ぐ

平成18年豪雪では、屋根からの雪ずりによる被害や、屋根の雪下ろし作業中の事故などが多発しました。今後予想される積雪に際し、事故に遭わないために次のようなことに気をつけましょう。

総務課行政係 ☎0874-73-1123